国税還付金充当等通知書

支	払	年	度	R 4		国	国税の年度			R 3		
支	払	科	目	源泉所得税及復興特別所得税								
発	生生	F 月	日	R	4.	3. 14	7	整	理	番	号	03808725
発	生	事	由	確定申	告	咸(個	引人)					
		振	込	先	金	融	機	関	名			明細票番号
**************************************												****
******************												発行年月日
預金種	種別 *************					口座番	号 *	******			R 4. 4. 5	

〒136-0073 江東区北砂5丁目 20-10-609

孫樹斌

殿

(記号番号) 220405-90002



○ あなた (貴社) の還付金については、未 納となっている国税等があることから、国 税通則法第57条又は地方税法附則第9条 の10の規定に基づき、上記の充当等金額 欄のとおり、納付すべき国税等に充当又は 委託納付しました。

国税資金支払命令官江東東税務署長

楠 久幸

注 意 事 項

- 1 記載されている事項に誤りがある場合は、税務署に至急連絡してください。
- 2 還付加算金は、「雑収入(雑所得)」として、課税の対象になりますので注意してください。

不服申し立て等について

- 1 あなた(貴社)が、この充当について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、 表記の税務署長に対する再調査の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれかを行うことができます。 なお、この充当について不服がある場合で、国税局長がした充当の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算 して3月以内に、表記の国税局長に対する再調査の請求と国税不服審判所長に対する審査請求のいずれかを行うこ とができます。
- 2 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- 3 審査請求についての裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(裁決があったことを知った日が裁決の日の翌日から起算して6月を経過した後であるときは、裁決の日の翌日から起算して1年以内)に、裁判所に対して被告を国(代表者 法務大臣)としてこの処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。

なお、この処分についての取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき又は再調査の請求についての決定若しく は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決 定又は裁決を経ないことについて正当な理由があるときは、その決定又は裁決を経ずして提起することができます。

(注)代理受領者(還付金の受領権限を委任された者)は、上記再調査の請求等を行うことができません。